

○令和三年／内閣府／総務省／告示第一号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務)

(令和三年五月十九日)

(／内閣府／総務省／告示第一号)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年内閣府・総務省令第五号)第七十四条の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を次のように定める。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務は、次に掲げるものとする。

- 一 令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金(令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金に係る差押禁止等に関する法律(令和三年法律第二十一号)第三項に規定する令和二年度子育て世帯生活支援特別給付金をいう。)の支給を実施するための基礎とする情報(地方税関係情報(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。)、児童扶養手当関係情報(児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。)、特別児童扶養手当関係情報(特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。以下同じ。)及び児童手当関係情報(児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報をいう。以下同じ。)を含む。)の管理に関する事務
- 二 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和三年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を財源として支給

される給付金であって、都道府県、市(特別区を含む。)又は福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。)を設置する町村から、生活困窮者の自立の支援の観点から支給されるものをいう。)の支給を実施するための基礎とする情報(生活保護関係情報(生活保護法(昭和二十五年法律第一百四十四号)による保護の実施に関する情報をいう。以下同じ。)、社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する情報及び職業訓練受講給付金関係情報(職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律(平成二十三年法律第四十七号)による職業訓練受講給付金の支給に関する情報をいう。)を含む。)の管理に関する事務

三 令和三年度子育て世帯への臨時特別給付(新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和三年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費を使用して交付される子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を財源として支給される給付であって、市町村(特別区を含む。以下同じ。)から、子育て世帯を支援する観点から支給されるものをいう。)の支給を実施するための基礎とする情報(児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報及び児童手当関係情報を含む。)の管理に関する事務

四 令和三年度子育て世帯への臨時特別給付(新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和三年度の一般会計補正予算(第一号)における子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を財源として支給される給付であって、市町村から、子育て世帯を支援する観点から支給されるものをいう。)の支給を実施するための基礎とする情報(地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、児童手当関係情報、令和二年度特別定額給付金等関係情報(令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律(令和二年法律第二十七号)第三項に規定する令和二年度特別定額給付金等の支給に関する情報をいう。以下同じ。)、前号に規定する令和三年度子育て世帯への臨時特別給付の支給に関する情報及び令和三年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金(新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和三年度の一般会計補正予算(第一号)における子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金を財源として支給される給付金であって、市町村から、低所得者世帯を支援する観点から支給されるものをいう。以下同じ。)の支給に関する情報を含む。)の管理に関する事務

五 令和三年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金の支給を実施するための基礎とする

情報(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)による入所等の措置の実施に関する情報、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)による入所等の措置の実施に関する情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による入所等の措置の実施に関する情報、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)による福祉の措置の実施に関する情報、令和二年度特別定額給付金等関係情報、第三号に規定する令和三年度子育て世帯への臨時特別給付の支給に関する情報及び前号に規定する令和三年度子育て世帯への臨時特別給付の支給に関する情報を含む。)の管理に関する事務

六 令和四年度子育て世帯生活支援特別給付金(新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、令和四年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費の使用に基づく新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を財源として支給される給付金であって、都道府県又は市町村から、物価の高騰等に直面する低所得である子育て世帯への支援の観点から支給されるものをいう。)の支給を実施するための基礎とする情報(地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報及び児童手当関係情報を含む。)の管理に関する事務

#### 附 則

この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令(令和三年内閣府・総務省令第三号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝令和三年五月一九日)

附 則 (令和三年六月二五日／内閣府／総務省／告示第三号)

この告示は、公布の日から適用する。

附 則 (令和三年一二月六日／デジタル庁／総務省／告示第一号)

この告示は、公布の日から適用する。

附 則 (令和三年一二月二日／デジタル庁／総務省／告示第二号)

この告示は、公布の日から適用する。

附 則 (令和四年六月一日／デジタル庁／総務省／告示第三号)

この告示は、公布の日から適用する。